

平成 27 年第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）会議録

平成 27 年 3 月 23 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 3 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	松井利文	生活課長	滝元光男
産業課長	澤田周蔵	保健福祉センター所長	片桐洋人
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
財政課長	鈴木正吾	教育課長	伊藤斉

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 夏目賢一

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 夏目賢一

6 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 2 号

町道路線の認定について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 3 号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 4 号

指定管理者の指定について

(総務建設委員長報告)

- 日程第5 議案第5号
指定管理者の指定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第6号
指定管理者の指定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第7 議案第7号
設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第8号
設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第9号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第10号
設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第11号
設楽町課設置条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第12 議案第12号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第13 議案第13号
設楽町行政手続条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第14 議案第14号
設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第15 議案第15号
設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)

- 日程第 16 議案第 16 号
設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 17 議案第 17 号
平成 26 年度設楽町一般会計補正予算 (第 5 号)
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第 18 議案第 18 号
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 19 議案第 19 号
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 20 議案第 20 号
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 21 議案第 21 号
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 22 議案第 22 号
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 23 議案第 23 号
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計補正予算 (第 1 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 24 議案第 24 号
平成 26 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算 (第 4 号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 25 議案第 25 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 4 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 26 議案第 26 号
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 27 議案第 27 号
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務建設委員長報告)

- 日程第 28 議案第 28 号
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第 29 議案第 44 号
北設楽地方教育事務協議会規約の変更について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 30 陳情第 2 号
「国道 473 号線堤石トンネルの閉鎖」の中止を求める陳情書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 31 陳情第 3 号
携帯電話不通話地域の解消を求める陳情書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 32 要望第 5 号
町道杉平横吹線上杉平地内から県道坂宇場津具設楽線杉平地
内までの町道新設の要望書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 33 要望第 1 号
設楽森林組合サテライト土場への進入路改良に関する要望書
(総務建設委員長報告)
- 日程第 34 議案第 29 号
平成 27 年度設楽町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 35 議案第 30 号
平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 36 議案第 31 号
平成 27 年度設楽町介護保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 37 議案第 32 号
平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 38 議案第 33 号
平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 39 議案第 34 号
平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
(予算特別委員長報告)

- 日程第 40 議案第 35 号
平成 27 年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 41 議案第 36 号
平成 27 年度設楽町つく診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 42 議案第 37 号
平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 43 議案第 38 号
平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 44 議案第 39 号
平成 27 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 45 議案第 40 号
平成 27 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 46 議案第 41 号
平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 47 議案第 42 号
平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 48 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 49 所掌事務の調査報告
(東三河広域連合検討特別委員長報告)
- 日程第 50 同意第 1 号
設楽町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて
(追加)
- 日程第 51 議案第 45 号
辺地に係る総合整備計画の策定について
(追加)
- 日程第 52 議案第 46 号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(追加)

- 日程第 53 議案第 47 号
設楽町課設置条例の一部を改正する条例について
(追加)
- 日程第 54 議案第 48 号
設楽町一般会計補正予算 (第 6 号)
(追加)
- 日程第 55 議案第 49 号
設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算 (第 5 号)
(追加)
- 日程第 56 発委第 1 号
設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例
(追加)
- 日程第 57 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 58 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ私たちの最終議会となりました。慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 1 回設楽町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さんおはようございます。卒業式も終え、まもなく町内各地で鮮やかな桜が咲く季節を迎え、いよいよ平成 26 年度も残すところ、あと一週間で終わろうとしているところでございます。議員各位におかれましては、年度末何かとご多用なところを平成 27 年 3 月議会定例会最終日に、また議員任期の最後の議会に際しまして、全員の方々の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

一昨日、土曜日の日でございましたけれども、昨年 7 月に交流協力協定を結んだ蟹江町におきまして、蟹江町希望の丘広場の竣工式があり、それに出席をしましてまいりました。ここで建設をされた管理棟また屋外トイレに設楽町産の木材が積極的に使用されまして、その状況を見てまいったところでもあります。すばらしい板材等を用いられており、蟹江町の皆さんにも大変好評でありました。ここに多くの材を届けていただいた関係者の皆さんの御協力に感謝をいたします。蟹江町におきましては、今後も施設等の建設が予定されておまして、引き続き設楽町

産材を利用されると聞いております。協力をしてまいりたいと思っておるところであります。

去る3月2日に開会がされました本定例会も本日をもちまして、閉会となるわけでございますが、22日間に及び平成27年度当初予算を始め、補正予算、また条例制定、改正、指定管理者の指定、そして町道路線の認定変更など、議員の皆様方には大変多くの議案について、熱心に慎重審議を賜りまして、無事に最終日を迎えることができましたことを感謝申し上げます。

また4月26日には、設楽町議会議員選挙がございますが、この4年間、議員12名の皆様方の温かい御理解、御協力を賜り、町政各般にわたりまして、順調に町政運営を推進することができましたことに、この場をお借りいたしまして、深甚なる感謝と御礼を申し上げますとともに、議員皆様の4年間の活動に心より敬意を表する次第であります。

平成27年度は、合併10周年の記念すべき年でもありますので、新年度におきましても、町政発展のため、邁進してまいる所存でありますので、今後ともよろしく願いをいたします。

さて本日は、議会初日の行政報告でお願いをいたしましたように教育長の同意議案を始め、辺地整備計画の策定、条例改正2件、補正予算2件、あわせて6件の議案を追加上程させていただきますので、議会初日の上程議案とあわせまして、慎重審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願いを申し上げ、議会最終日の審議に先立ちましてあいさつといたします。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。8番 伊藤武君。

8伊藤 おはようございます。平成27年第1回定例会第3日の運営について、3月20日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、諸般の報告は議長より報告があります。日程第2、議案第2号から順次1件ごとに上程します。上程方法については、日程第2、議案第2号から、日程第33、要望第1号までと、日程第34、議案第29号から、日程第47、議案第42号までと、日程第48から日程第49までは一括上程とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

2金田 追加議案につきましては、先ほどいただいたばかりですので、追加議案に入る前に時間を十分ください。目をとおす時間がありません。

議長 日程第1「諸般の報告」を行います。議長として、定期監査報告書について報告をします。監査委員より地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査結果について報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

議長 日程第2、議案第2号「町道路線の認定について」から日程第33、要望第1号「設楽森林組合サテライト土場への進入路改良に関する要望書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 松下 3月13日金曜日、15時30分より総務建設委員会を開会いたしました。出席者は委員6名全員です。付託された事件14件、陳情2件、要望2件です。審議の結果を報告いたします。議案第2号「町道路線の認定について」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第3号「町道路線の変更について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第4号「指定管理者の指定について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第5号「指定管理者の指定について」を審議しました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第6号「指定管理者の指定について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第11号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第12号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第13号「設楽町行政手続き条例の一部改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第14号「設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第17号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」総務建設所管を審議しました。質疑2件、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第25号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第4号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第26号「平成26年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第27号「平成26年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。議案第28号「平成26年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決しました。陳情第2号「国道473号線堤石トンネルの閉鎖の中止を求める陳情書」を審議しました。意見2件、審議結果、全員趣旨採択と決しました。陳情第3号「携帯電話不通話地域の解消を求める陳情書」を審議しました。意見6件、審議結果、全員採択と決しました。要望第5号「町道杉平横吹線上杉平地内から県道坂宇場津具設楽線杉平地内までの町道新設の要望書につい

て」を審議しました。意見1件、審議結果、全員趣旨採択と決しました。要望第1号「設楽町森林組合サテライト土場への進入路改良に関する要望書」を審議しました。質疑1件、意見2件、審議結果、全員採択することに決しました。以上で報告を終わります。

- 1 金田 平成27年第1回文教厚生委員会委員長報告をします。3月16日月曜日、委員6人全員の出席のもと13時から文教厚生委員会を開催し、付託事件15件を審議いたしました。審議結果を申し上げます。議案第7号「設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的の支援の方法に関する基準を定める条例について」審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第8号「設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第10号「設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第15号「設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第16号「設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」を審議しました。質疑なし、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第17号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第5号）」文教厚生委員会所管についてを審議しました。質疑2件、扶養費全額減の理由について等です。討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第18号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を審議しました。質疑1件、基金の残高について等です。討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第19号「平成26年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第20号「平成26年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第21号「平成26年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第3号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第22号「平成26年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第23号「平成26年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第24号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）」を審議いたしました。

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第 44 号「北設楽地方教育事務協議会規約の変更について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議長 議案第 2 号「町道路線の認定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 3 号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 4 号「指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、3 番松下好延君の退場を求めます。

[3 番松下好延議員退場]

議長 「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は

ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。3番松下好延君の入場を許します。

[3番松下好延議員入場]

議長 議案第5号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第6号「指定管理者の指定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第7号「設楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第8号「設楽町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第9号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第10号「設楽町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第11号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第12号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありません

か。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 12 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 13 号「設楽町行政手続条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 14 号「設楽町情報公開条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 14 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 15 号「設楽町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 15 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 16 号「設楽町介護保険条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 16 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 17 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」から議案第 28 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 17 号「平成 26 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 17 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 18 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 18 号について、採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 19 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 19 号について、採決

します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 20 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 20 号について、採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 21 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 21 号について、採決します。

採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 22 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 22 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 23 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 23 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 24 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 4 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 24 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 25 号「平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 4 号）」

の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 25 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 26 号「平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 26 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 27 号「平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 27 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 28 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 28 号について、採決します。採決は、起立によって行います。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 44 号「北設楽地方教育事務協議会規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 44 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 2 号「国道 473 号線堤石トンネルの閉鎖」の中止を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。陳情第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。陳情第 2 号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 陳情第 3 号「携帯電話不通話地域の解消を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。陳情第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のと

おり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 要望第5号「町道杉平横吹線上杉平地内から県道坂宇場津具設楽線杉平地内までの町道新設の要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。要望第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。要望第5号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 要望第1号「設楽森林組合サテライト土場への進入路改良に関する要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 先ほどですね、委員長報告で、質疑1名、意見が2名あったと報告がありましたが、その質疑と答弁の内容、また意見についてはどういう意見が2人の方から出たのかという点をお知らせいただければありがたいですが。

3松下 今の質問に対して、委員会で話された話、要約しますと、基本的に設楽町は材木の町であるということと、森林組合の土場に入るところに大型トレーラーが入れないということで、要望が出されました。材木の運搬費用だとか、それから今後の設楽町における材木の位置づけ等々を考えて採択とした方がいいだろうという意見です。以上です。

議長 ほかにありませんか。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。要望第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。要望第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議長 日程第34、議案第29号「平成27年度設楽町一般会計予算」から日程第47、議案第42号「平成27年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」の14議案を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 土屋 設楽町議会予算特別委員会の委員長報告をします。平成27年第1回議会定例会第1日において付託されました、平成27年度設楽町一般会計予算及び13特別会計予算について、平成27年3月2日、3月13日及び3月16日に、委員11名全員の出席のもと、予算特別委員会を開催し、慎重に審査をしました。

議案第29号平成27年度設楽町一般会計予算については、総務建設委員会所管、文教厚生委員会所管の順に審査をし、質疑は65件ありました。賛成多数により、原案を可決すべきものと決しました。

次に、13特別会計予算について審査しました。13特別会計における質疑は、議案第30号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計予算」については、質疑2件。議案第31号「平成27年度設楽町介護保険特別会計予算」については、質疑3件。議案第32号「平成27年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」については、質疑なし。議案第33号「平成27年度設楽町簡易水道等特別会計予算」については、質疑なし。議案第34号「平成27年度設楽町農業集落排水特別会計予算」については、質疑1件。議案第35号「平成27年度設楽町町営バス特別会計予算」については、質疑なし。議案第36号「平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」については、質疑1件。議案第37号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」については、質疑1件。議案第38号「平成27年度設楽町田口財産区特別会計予算」から、議案第42号「平成27年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」までの5特別会計については、質疑はありませんでした。13特別会計とも、原案を可決すべきものと決しました。以上で、設楽町議会予算特別委員会の報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は1件ごとに行います。

議長 議案第29号「平成27年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 私は、平成27年度設楽町一般会計予算に対し、反対する立場から討論を行います。

反対する理由の第1について述べます。多くの町民が、生活が苦しくなったと

言います。年金は減る一方なのに、負担ばかり増えて困る。これ以上消費税が上がったらもう生活できない。などの悲鳴がいっぱいです。政府統計でも実質賃金は19ヶ月連続して低下し、家計の落ち込みも深刻です。安倍政権の消費税増税と社会保障改定路線が町民の暮らしを直撃している今こそ、町が町民を守る防波堤となるべきであります。しかし、町の今度の予算案にも、国保料引き下げの町独自の予算措置はなく、介護保険料では引き上げが提案され、基準月額で現在の4,400円から5,700円への大幅値上げが提案されていて、暮らしを守る防波堤となるべき町の役割は果たせていません。国はわずかですが、国保料、介護保険料の負担軽減に踏み出しました。国保につきましては、広域化と引き替えの話がありますが、設楽町でも町費を投入して国保料を引き下げ、介護保険料の値上げを回避するべきです。介護保険会計で、余剰金があったら、少しでも保険料軽減に回すべきと考えます。また外出支援サービス、高齢者福祉タクシーの有料化は、サービス利用の抑制に繋がり、支払い能力による利用格差を広げるおそれがあります。

反対する理由の第2について申し上げます。2015年度予算には、教育長任命制に伴う人件費計上や地方創生戦略に係る予算計上。東三河広域連合発足に伴う予算措置などが盛り込まれています。教育長任命制は、戦後民主主義を否定し、戦前の教育の国家統制に逆戻りさせようとするものであり、反対です。地方創生や広域連合が目指す自治体再編や集約化なるものは身近な住民サービスの低下と周辺部の切り捨てを進め、地方の衰退を加速するものになるという危惧があります。予算は、安倍政権の戦後民主主義否定、自治体再編、地方の衰退を許すものになっています。

反対する理由の第3について述べます。財政調整基金は2,250千円、貯め込むいっぽうで取り崩しはありません。住民福祉の向上に少しは使うべきです。歴史民俗資料館については、次善の策として、道の駅的なものの施設を提案しますが、本来から言えば、移転して、多額の予算を使う必要があるのかは疑問であります。以上を申し上げまして、反対討論とします。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。

3 松下 反対の討論を受けまして、私は、今回の予算案につきまして、賛成の討論をさせていただきます。今回、予算案につきまして、予算全体を、俗に世間で言う総論賛成各論反対に例えますと、総論は予算全体の枠組みのお話、各論としてみれば各課の款それから節、目という形になると仮定しますと、総論イコール全体の枠の中での移動というバランスはなかなかとりづらく、どこかを増やせばどこかを減らさなくてはならないということになる。どこを手厚くしなければならぬというお話になれば、やはり全体の枠を広げるというお話に、私はなると思っております。だから、どういうふうに進めていくかというお話から入る。今後の設楽町、地方創生も踏まえ、一体化した行政、あるいは議会の進むべき道は、私はこれだと思っておりますので、提出されました今回の予算は、今後課題はあ

るとしても、一応バランスのとれたものであると認定いたし、賛成の討論といたします。以上です。

議長 ほかにも討論はございませんか。

2 金田 平成27年度の一般会計予算案に反対の立場で討論に参加します。

1つは、公共施設マネジメントの観点からです。現在の会計は、現金以外の資産や負債の情報が別々の基準や台帳で管理されているので、相互の関連性を持たず、総合的な財務情報の説明がなされていません。設楽町の公共施設マネジメントの現状は、これから資産台帳を整備し、公共施設等総合管理計画を策定する段階にあります。しかるに、将来の下水処理全体計画が明確でない中、将来負担、多額の財政負担が確実だと考えられる公共下水道計画を進めるための調査予算が40,000千円もあるのは不合理です。

2つ目は、地域経済再生の観点からです。27年度の予算は、総額で大きく伸びています。国の補正予算等を踏まえて、プレミアム商品券発行など国が示したメニューをなぞったものはありますが、設楽町民一人ひとりに対する救済策がみえません。役場業務でさえ、非正規労働者の誠実な働きぶりに支えられているのに、その人たちの雇用条件の改善はほとんどみられません。

3つ目は、町民から疑念をもたれている事務の進め方です。平成27年度事業の委託先がすでに決まっていて、プロジェクトが開始されている。議会の議決前におかしいではないか。という疑問を町民の方からちょうだいしました。本契約はまだしていないとのことですが、フライングではないかと疑念を抱かせる事務の進め方は信頼を失います。以上、3つの理由で反対とします。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。

1 金田 私は、平成27年度予算案を可とする立場から討論を行います。6月から新たに始まります移送サービスは、内容が拡充され、要介護者、要支援者、そして障害者に手厚い施策となりました。また町企画課と設楽町津具両商工会青年部の若者たちが設楽町の自然や伝統芸能などをはじめ、各種行事と設楽町民の活性を町外の皆様に発信するために、昨年平成26年春から真剣に検討の上に検討を重ね、企画検討し築き上げた町民の笑顔、元気を皆で探し、町外にPRするプロモーションビデオの政策企画をはじめ、町民の健康を任されている保健医療では、日本に特に多い胃ガンの予防事業として、胃ガンの発生に深く関わるピロリ菌感染検査に対する予算計上、そして数年前から実施されている、設楽町防災訓練会での反省や町民からの意見や要望を踏まえた被災時の炊き出し訓練に関わる防災食の防災飯コンクールの企画、そして平成17年に合併した設楽町及び津具村との合併10周年記念事業も、富士山登山をはじめとする各種の企画をきめ細かく計画されていると思います。以上のような予算でなく各課の予算内容を考慮し、平成27年度予算案は、総合的に町民の声をきめ細かく受け入れた予算案と判断します。議員各位の良識ある御判断と御賛同をお願いいたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

(なし)

議長 これでは討論を終わります。議案第 29 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 30 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 30 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 31 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 31 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 32 号「平成 27 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 32 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 33 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 33 号について採決します。
採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 34 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 34 号について採決します。
採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 35 号「平成 27 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 35 号について採決します。
採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 36 号「平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 36 号について採決します。
採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長
報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 37 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 37 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました

議長 議案第 38 号「平成 27 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 38 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 39 号「平成 27 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 39 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 40 号「平成 27 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 40 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 41 号「平成 27 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 41 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 42 号「平成 27 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第 42 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 48「所掌事務の調査報告」と日程第 49「所掌事務の調査報告」を一括議題とします。設楽ダム対策特別委員長、東三河広域連合検討特別委員長の報告をお願いします。

9 熊谷 それでは、平成 27 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。3 月 10 日、特別委員会を開催いたしました。審査事件 1、所掌事務の調査として最初に町長あいさつで定例議会初日に提案された課設置条例案について、今後、企画ダム対策課としていくとのあいさつがされました。続きまして、国土交通省設楽ダム工事事務所長より、27 年度設楽ダム関連事業予算 3,770,000 千円。続きまして、設楽ダム関連事業出張所事務局長より、設楽ダム関連事業予算 4,380,000 千円。続きまして、設楽ダム関連事業についてでございます。設楽ダム建設事業

について、国土交通省設楽ダム工事事務所より説明がありました。続きまして、設楽ダム関連事業について設楽ダム関連事業出張所所長より説明がございました。続きまして、集団移転地整備事業について豊川水系対策本部より説明がございました。会議終了後ただちに、奴田地区集団移転地瀬戸設楽線の工場の現場を視察いたしました。以上をもってダム特別委員会の報告を終わります。

続きまして、広域連合の特別委員会の報告をいたします。27年度第1回東三河広域連合検討特別委員会の報告をいたします。3月12日、特別委員会を開催いたしました。審査事件は、所掌事務の調査1件の審査でございます。所掌事務の調査、今後のスケジュールについてでございます。2月、広域連合議会議員の選出依頼があり、3月議会定例会では、広域連合議員の選挙。設楽町議会は3月2日に選挙を実施しております。広域連合議会のスケジュールは、3月8日、議案説明会開催。3月30日には臨時議会開催。主な案件は正副議長選挙、26年度予算専決処分の承認、27年度当初予算の議決、例規専決処分の承認、例規の議決、広域計画の議決、監査委員の選任に関する同意、公平委員の選任に関する同意、選挙管理委員及び補充員の選挙が行われます。以上で、広域連合検討特別委員会の報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会、東三河広域連合検討特別委員会の委員長報告は、終わりました。

11 土屋 休憩をお願いします。

議長 はい、それでは休憩に入りたいと思います。休憩に入る前に、冒頭、2番議員から要請がありました精査の時間がいただきたいということでありますので、ごもっともと受け止め、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前11時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第50、同意第1号「設楽町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 同意第1号「設楽町教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについて」でございます。次の者を設楽町教育委員会教育長に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めます。提出日は平成27年3月23日、町長名でございます。対象となる者の氏名でございますが、後藤義男、生年月日は昭和28年7月28日、住所は設楽町西納庫字城之腰5番地でございます。選任にあたっての理由といたしましては、新たな教育制度に基づき教育委員会制度が制定され、これに伴い、改めて、教育委員会教育長の任命をする必要があるためでございます。よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、後藤義男教育長の退席を求めます。

〔教育長退席〕

議長 同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。同意第1号は、同意することに決定しました。

後藤教育長、入場をしてください。

〔教育長入場〕

議長 日程第51、議案第45号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第45号「辺地に係る総合整備計画の策定について」、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり総合整備計画を策定したいので、議会の議決を求める。平成27年3月23日提出、設楽町長横山光明。現計画の計画期間が平成26年度をもって終了することに伴いまして、27年度から5カ年計画を新たに策定するためでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

財政課長 それでは、設楽町辺地総合整備計画の策定につきまして御説明させていただきます。現在の設楽町辺地総合整備計画につきましては、平成22年度に策定し、本年度で計画が終了します。引き続き平成27年度からの計画を、県と協議の上、議会の議決をいただきまして、策定するものでございます。始めに法律の概要及び指定要件について、御説明させていただきます。辺地に係る公共施設の整備を促進するために必要な財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、辺地とその他の地域との間における町民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るということを目的としております。指定要件でございますが、地域の中心を含む5km²以内の面積の区域人口が50人以上であり、かつへんぴの程度が辺地度点数100点以上ある地域とされております。辺地度点数の算定ですけれども、辺地の中心から小中学校、高校、医療機関、郵便局また役場までの距離を単位距離で除して得た点数に、交通機関の運行回数などから算定した点数を合算して算定されております。財政上の措置ですが、事業の実施にあたりましては、充当率100%、地方交付税の参入が80%の有利な起債であります。辺地対策事業債を活用することができます。

次に辺地計画の策定ですが、お手元の資料にありますように、策定対象地区は、今までと同様、3地区で、計画の期間は平成27年度から31年度までの5カ年と

なります。事業の内容ですが、最初の1ページに事業概要、2枚目に、年度別計画を、それぞれ添付させていただいております。最初に駒ヶ原辺地ですが、道路改良が1路線と、舗装が2路線、農道改良が1路線と舗装が1路線です。総事業費が97,000千円となります。次に神田辺地では、道路改良1路線と農道の舗装1路線で総事業費が80,000千円になっております。次に豊邦辺地では、道路改良1路線と林道改良1路線と舗装の改良が1路線、それと、あと観光施設としましてきららの森整備事業を含め、総事業費432,000千円になっております。以上の事業を計画しております。

最後のページになりますけれども、折りたたんでありますが、施工箇所の位置図を添付させていただいております。

過疎地域自立促進計画との掲載事業との関連ですが、辺地債はハード事業のみが対象となっております。起債対象事業の項目が過疎債とほぼ重複しております。事業の実施にあたりましては、交付税参入率が80%と高い、この辺地債での取り組みを優先していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第45号の質疑を行います。質疑はありますか。

10田中 神田平山の計画書ですけれども、辺地度点数が100という、ぎりぎりのところで対象になっておるわけですが、以前の点数は何点だったのでしょうか。

財政課長 以前も100点ということで、開通予定しているトンネルについては、今の段階では、開通をされていない状況で、点数をはじいております。

10田中 そうしますと、この地区は将来的にいうと辺地から除外される可能性があるということでしょうか。

財政課長 一応5年の計画にはなっておりますが、毎年度、辺地の計画見直しをすることになっておりますので、そのトンネルが新しく開通されると、この計画から外れる可能性はあります。以上です。

議長 ほかにございませんか。

7鈴木 沖駒線の件ですけど、町道名倉沖駒稲武線というのは、樽坂とていう道だと思うのですが、あそこは今、広域農道の建設が進んでおまして、かなりいい道路ができるわけですが、二重にその道路を直していくということになるのでしょうか。

建設課長 まだ広域農道が開通するまでに、3年なり、4年かかります。その間、悪いところを、まだスクールバス等も通りますので、改良等を行っていききたいというふうに思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

9熊谷 ここの林道はいいですが、農道は、受益者負担はあるのか、ないのか。そのへんを教えてください。

建設課長 基本的にはいただく方向ですが、計画上は前からの計画が踏襲されて、載せさせていただいている部分もありますが、現実的に、地元と最終的な詰めを行

ってないので、計画どおり実施するかというのは、未定な部分があります。以上です。

9 熊谷 そうすると、負担金はあるという解釈でいいわけですね。設楽町条例では、林道は改正されているけれども、農道については、5%、これが適用になるのか、ならないのか。なければ、なぜこの事業だけには負担金がないのかを御説明してほしい。

建設課長 基本的にはいただく方向で考えております。以上です。

9 熊谷 これだけの事業で、負担金が出るのかね。これからの問題だろうと思いますが、なかなか厳しいではないかと思う。総事業費12,000千円、まだ詰めてないわけですね。

建設課長 この広域農道につきましては、当然、今まで負担金等はありません。1件あるとすれば、神田辺地の中の農道川端線という路線、1路線だけだと思います。それについては、まだ地元との最終調整が行われていませんが、地元からの要望で実施する場合は、負担金をとる方向でいきたいと考えています。以上です。

10 田中 すみません。ちょっと変則的に質問させて申し訳ないのですが、1点ですね、神田平山川合の事業計画書で、一番始めに出てくる町道神田黒倉線というふうにあります。本議会の初日に町道認定で出ておりました黒倉神田線とは別の路線になるのでしょうか。

建設課長 路線名は、今、議員おっしゃられたとおりです。まだ認定が受けてなかったものですから、先に県のほうの予備申請をやられた段階では、神田黒倉線という名前で予備の協議をさせていただいておるとい形ですので、一度、財政課と相談をして、路線名を黒倉神田線に変えて、最終的な部分を出させていただくようなお話にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

4 夏目 先ほどの辺地総合計画については、学校だとか病院だとか、その他に農協だとか、いろいろな公共施設までの距離で勘案されます。先ほど、財政課長お答えのように、今年度は国道473号線が改良されてきますと、距離が短縮されます。短縮された時点で、私の認識では、辺地計画は5年変わらないという認識でしたが、先ほど、毎年辺地度を算定すると言われたので、今現在の4月1日現在で算定したものが、6月に開通すれば、その時点で、辺地度点数が下がることになります。この辺地総合整備計画の中の神田については、100点を下回りますので、辺地の計画から外されるということになります。先ほどちょっと言いました、辺地債と過疎債の関連では、充当率お互いに100%ですけれども、元利償還金が80、70と違いますが、辺地のほうが外れた分が、過疎計画の方に入れるという認識でいいのか。辺地計画そのものについては、5年計画であるけれども、1年ごとに認定しなおすのか。そのへんのことを再度お伺いします。

財政課長 計画につきましては、毎年度見直しをされていきます。一覧表のところを見ていただくと、27年度のところにかっこ書きで、財源内訳に0が入っております。実は27年度の辺地については、事前に県に確認をしましたところ、予算枠が

すでに、つかないという状況になっていました。これは辺地の対象になる地区が少なく、予算枠がかなり少ないとのことで、27年度については、辺地の額については0円ということで計上をさせていただいております。以上です。

4 夏目 財源的なことはそれで結構ですけれど、状況が変わった点、例えば国道473号線が改良された時点で、辺地度点数が変わってくるわけですが、4月1日現在で、この辺地計画に認定されたものは1年間有効になるのか。要するに27年4月1日現在で認定されたものが、28年3月31日まで有効になるのか。そこをお聞きします。

財政課長 前年度に予算づけをされていくということを知っているから、前年度予算で採択されれば、辺地債がつくという認識でおります。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第45号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第52、議案第46号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第46号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成27年3月23日提出、設楽町長横山光明。国民健康保険法の施行令の改正に伴いまして、基礎賦課総額の算定に関する特例措置を恒久化するとともに、国民健康保険料の賦課限度額と減額に係る所得判定基準を改正するためでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

町民課長 それでは資料をご覧くださいですが、議案の説明のところにあります施行令の改正でございます。3月4日と3月11日に改正令が出ておりますので、今回の議案上程をさせていただきました。それでは、新旧対照表の一番後の部分のA4横長の折れ線グラフがあるところからお願いをいたします。そこに現行と改正後ということで、右、左に折れ線グラフが出ております。右の部分の表のところに、ローマ数字で賦課限度額の見直しとあって、点線囲みの部分があります。それからその折れ線グラフの下部分で、2割、5割、7割軽減とあります横に、ローマ数字で、II「経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し」、これが改正の

ポイントの1つ目と2つ目であります。3つ目の改正のポイントは、この資料にはございませんけれども、新旧対照表の附則のところを見ていただきたいと思います。1枚戻っていただいたところでありまして、右側が改正前でございますので、附則のところ、改正前の第10条のところがございます附則のものが、新旧対照表、もう2枚戻っていただいた、改正後の新旧対照表の12条の中段の部分にアンダーラインを引いたものが、改正前にはなくて、改正後に出てくると、これが附則から本文条例に載った部分ということで、改正ポイントは3つということでございます。で、この3つを、1つずつ説明をさせていただきます。先ほどの折れ線グラフの表に戻っていただいて、I賦課限度額の見直しのところでありまして、この部分は、いわゆる応能負担ということで、高額所得関連の方の限度額が見直しされるということでありまして、それぞれ基礎賦課額、後期高齢、介護納付、介護保険の関連で1万円ずつ限度額が上がるということで、負担可能者の方には1万円の限度額の増でございます。設楽町には、この3種類で延べ36世帯が現時点で適応される見込みとなっております。それにより、その折れ線グラフの、いわゆる中間所得層が下がるということになりますので、応能負担の高い人が1万円ほど下がり、中間層の負担が下がるということでありまして、それからIIのところ、「経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し」というところでありまして、これがその下の点線囲みの中にあります、5割軽減の部分と2割軽減の部分が、改正前と比べまして、5割軽減が245千円から260千円で15千円の増、それから2割軽減が450千円から470千円の増で20千円増であります。この部分は、いわゆる低所得者対策ということで、限度額が引き上げられまして、この部分の保険料の低減になるものであります。これが2つ目の説明。3つ目の説明が、もう1枚戻っていただいた、先ほどの附則から本文に変わるという説明でございます。この部分は、現在、附則で対応しております、県単位で財政安定と医療費水準の平準化を図るため、共同事業というのを現時点で行っております。この制度の根拠が附則から本文の方に移し替えられるということで、恒久化される制度になります。大きな流れで言いますと、国保の広域化に関連した流れによって、この附則から本文へ移るといふものであります。今3点を説明させていただきましたが、もう一度新旧対照表に戻っていただきまして、順番に概略だけ説明をさせていただきます。新旧対照表の12条の部分が変更点3つ目の制度の恒久化による変更点であります。それから1枚めくっていただいた21条のところの部分、21条、21条の12、27条、33条の前段、これが先ほどの1つ目の改正の条文でございます。それから33条の(2)のところから始まりますものが、先ほどの2つ目の条文改正であります。それからもう1つめくっていただいて、33条の第4項のところにありますのが、後期高齢者の部分と介護保険の部分の関連する改正で、1つ目の改革条文。それから附則のところいきまして、改正前に附則があるのが、改正後には附則にありませんで、本文に移るといふもので、3つ目の改正というのが、今回の国保条例の改正でございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 46 号の質疑を行います。質疑はありますか。

4 夏目 先ほどの附則の方から、恒久化によって行っていく共同事業の規定が 12 条の方の中段に入ったということですが、現行で、共同事業というと、代表的なものは、例えば PR 用のパンフレットだとか、手帳の発行だとか、いろいろ細かいものがあるかと思うのですけれども、その代表的なものを羅列してもらおうと、共同事業の内容がわかりやすいと思いますので、そのへんをお伺いします。

町民課長 現在、県で行われている、いわゆる共同事業の部分でございますが、共同発注的なものは、この中には、含まれておりませんで、事業の安定化に伴うもの、それから医療水準の平準化ということで、いわゆる共同発注で共同事業を行うというものではありませんで、財政の安定と医療の平準化を図る、いわゆる基金的な役割を果たしているというものであります。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 46 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 53、議案第 47 号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 47 号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」、設楽町課設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 27 年 3 月 23 日、設楽町長横山光明。機構改革に伴う改正ということでございます。この件につきましては、3 月 2 日の定例会初日に、ダム対策室を廃止する条例を出させていただきました。企画課のほうに、その機能に移すという趣旨で提案をさせていただきました。先ほど議決がされたところでございます。ダムが設楽町にとって、これから 10 年ほど大きな事業でございますし、大切な事業でもございます。そうした意味でダムの名前が消えるのは、非常にいかななものかということを受けて、私どもはダム事業をないがしろにするという意味ではなくて、相対的にこれからの設楽町の全体の計画の中で位置づけていきたいということで、企画課の中に入れるという内容でありましたが、いろいろな御指摘がございましたので、ダムの位置づけを明確にするという意味で、企

画課を企画ダム対策課という形にして、4月1日から発足させていただきたいという内容の改正でございます。今言いましたように、この条例につきましては、27年の4月1日から施行するという内容でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第47号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 課名を変えるにあたってですね、予算だとか、手続き的なものは、どんなふうになるのでしょうか。

総務課長 事務的には特に費用は要しませんが、課の窓口であります部屋の入口にある看板の書き換えが多少経費を要します。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第47号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第54、議案第48号「設楽町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第48号「平成26年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」、平成26年度設楽町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,716,835千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成27年3月23日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、すべて国の補正予算に伴う追加交付金対象事業でございます。26年度に予算計上いたしますけれども、繰越明許で次年度に全てを繰越いたします。4ページの方をお開きいただきたいと思います。第2款第1項5目企画開発費でございます。地方版総合戦略策定調査に関する経費、報償費と需用費、委託料で10,500千円を計上いたします。それから公共交通の維持に関する経費で、豊橋鉄道が運営しております津具線の負担金13,533千円、田口新城線の補助金としまして4,765千円を計上いたします。9目

情報通信基盤整備費で、情報ネットワーク特別会計に施設修繕費に充当するため20,994千円を繰り出したします。第3款第1項1目社会福祉総務費では、外出支援サービス事業につきまして、第2目老人福祉費で高齢者福祉タクシー運行補助金につきまして、国の交付金の交付を受け、支出をいたします。第6款第1項1目商工総務費では、プレミアム付商品券発行事業補助金を補正いたします。第12款第2項1目積立金で財源調整をいたしております。総合戦略策定とプレミアム付商品券発行事業に係る経費以外につきましては、平成27年度当初予算に計上してありますので、次議会以降に減額補正をいたしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3ページ、歳入でございます。戻っていただきまして、国の補正に伴いまして、第14款第2項1目4節、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金45,924千円、これとあわせまして、県支出金につきましても2,792千円を増額補正いたします。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第48号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第48号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第55、議案第49号「情報ネットワーク特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第49号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第5号）」、平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383,779千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。平成27年3月23日提出、設楽町長横山光明。歳出から説明をさせていただきます。4ページでございます。先ほど一般会計の方でも説明をさせていただきましたけれども、国の交付金の補

正交付がございますので、それにあわせて 26 年度で補正をかけまして、翌年度に繰り越すという内容でございます。79,494 千円の設備の更新業務委託を補正したいと思えます。1 枚めくっていただきますと、歳入がございます。第 3 款国の支出金ということで、ネットワーク維持管理費補助金地域再生戦略交付金という形で 39,746 千円、国から交付金がいただけるという内容でございます。これに伴いまして、一般会計からの繰入金で 20,994 千円計上いたします。7 款の方では、雑入としまして、共同で運営しております東栄町、豊根村の方から、これに関する負担金という形で 18,754 千円の事務の受託金を受け入れるという内容でございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 49 号を採決します。

採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 56、発委第 1 号「設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

8 伊藤 設楽町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条の 2 第 5 項及び設楽町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。提案理由、設楽町課設置条例の一部を改正することに伴い改正するもの。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第 121 条が改正されたことに伴い改正するものです。

議長 議会運営委員長伊藤武君より提案理由の説明が終わりました。発委第 1 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発委第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発委第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第57、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第58、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。4年間の議会の幕閉じであります。4年間、御苦労さまでございました。平成27年第1回設楽町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時52分